

【専門訴訟講座④】医療訴訟〔第2版〕

目次

第1部 医療訴訟の法理

第1章 序章

第1節	医療訴訟の意義	2
第2節	医療訴訟の状況	3
I	訴訟件数の増加	3
II	審理期間の長期化	4
III	患者側の低い勝訴率	5
第3節	医療訴訟の特質と対応	6
I	医療訴訟における事実関係の解明と事実的因果関係の証明	6
II	医療訴訟における事実的因果関係認定における判例法の展開	7
第4節	医療訴訟における法的構成	9
第5節	医療訴訟の主要な争点	11
I	患者の自己決定権と説明と同意——インフォームド・コンセント	12
II	狭義の医療過誤（医療水準論）	13

Ⅲ 患者の医療情報をめぐる問題	14
Ⅳ 損害論	15
第6節 医療訴訟と今後の課題	16
Ⅰ 医療事故に対する無過失補償制度	16
Ⅱ 医療事故に関するADR	17

第2章 説明義務と責任

第1節 はじめに	18
第2節 インフォームド・コンセント法理	19
Ⅰ インフォームド・コンセント法理の意義と沿革	19
Ⅱ インフォームド・コンセント法理の波及効果	20
Ⅲ 医療倫理における展開	21
Ⅳ インフォームド・コンセント法理とわが国の法理論	22
第3節 患者の自己決定権	22
Ⅰ 憲法上の権利としての自己決定権	22
Ⅱ 患者の自己決定権	23
1 民法学と刑法学のスタンスの違い	23
2 保障内容をめぐる議論——身体処分権・自由権	24
Ⅲ 患者の自己決定権の二重性と放棄可能性	25
第4節 医師の説明義務	26
Ⅰ 原理的根拠	26

1 患者の要保護性	26
2 医師の情報優位	27
II 法的根拠	27
1 法律構成の併存	27
2 不法行為構成の場合	28
3 契約構成の場合	28
III 提供すべき情報の範囲	29
1 自己決定権の保障内容との対応関係	29
2 医師の裁量と患者の自己決定の棲み分け	29
IV 説明義務を尽くしたかを判断する基準	32
V 説明の主体・項目・方法など	32
1 説明の主体	32
2 説明の相手方	33
3 説明の方法	33
4 説明すべき項目	33
VI 助言・説得義務の法的位置づけ	34
1 説明、助言、そして説得	34
2 法的位置づけの考察	35
VII 説明義務の減免事由	36
1 既知の情報や患者による放棄	36
2 緊急に必要な医療の場合	36
3 法令の規定による強制治療の場合	37
4 治療上の特権による説明の差し控え——癌の告知	37
VIII 説明義務違反の法的効果	38

第5節	同意に残された意義と問題	39
I	わが国における説明と同意	39
II	身体侵襲の絶対的な条件としての意義	40
III	同意能力の問題	41
1	判断能力の不十分な者に対する医療の問題	41
2	同意能力	41
3	代諾・代諾権者	42
4	具体的な類型	42
第6節	医療措置の拒絶——エホバの証人信徒 輸血拒否事件最高裁判決	44
I	問題の所在	44
II	エホバの証人信徒輸血拒否事件最高裁判決	45
1	事件の全体像	45
2	事実の概要	45
3	判旨	46
4	本判決の意義	46
第7節	展 望	48

第3章 医療過誤と責任

第1節	はじめに	49
I	本章の検討対象	49
II	医療過誤の法的構成をめぐる違いとその実質的内容	49

Ⅲ	診療契約における特約	52
Ⅳ	医療過誤における現行法制度の妥当性	53
第2節 技術上の過誤としての医療事故の判断		
	基準——医療水準とその周辺	54
Ⅰ	医療事故が発生する場面	54
Ⅱ	医療事故の態様——作為と不作為	55
Ⅲ	医療水準論をめぐる議論の展開	57
1	医療水準論の出現まで	57
2	医療水準論の展開と定着	59
3	医療水準論に対する懐疑論	62
Ⅳ	医療水準と「医学的知見」「医学上の知見」「医療上の知見」	64
Ⅴ	医療水準と医療慣行	66
Ⅵ	治療法がまだ医療水準に達しているといえない場合	67
第3節 個別的考察		
Ⅰ	医薬品の添付文書	68
Ⅱ	治療上のガイドライン	69
Ⅲ	医師個人の専門性・能力の問題	71
Ⅳ	患者特有の身体的事情等を医師・医療関係者が知っていた場合	72
Ⅴ	臨床試験・臨床研究への参加	73
Ⅵ	医師以外の医療関係者等の責任	73
1	看護師の過失など	73

2	検査機関の過失など	74
Ⅶ	患者以外の第三者の保護の問題	75
Ⅷ	具体的な注意義務の内容	75
1	問診義務	75
2	検査	76
3	診断	77
4	治療	77
5	投薬	78
6	手術	80
7	麻酔	80
8	経過観察	81
9	転送義務	82
10	病院における管理責任	83
11	退院時——悪しき結果を回避するための説明	84
第4節 過失・義務違反の主張・立証責任とそ の認定		
		85
第5節 医療事故と因果関係		
		87
I	はじめに	87
II	因果関係の立証目標——高度の蓋然性の立証の必要性	89
III	因果関係の有無の判断	90
IV	因果関係の考え方についての異説	91

V	事実的因果関係の存在について高度の蓋然性の立証に至らなかった場合の処理——相当程度の可能性	92
VI	損害賠償の範囲としての因果関係	94

第4章 医療情報と責任

第1節	本章の目的	95
第2節	医療情報の意義	96
第3節	わが国の医療情報法制	97
I	全体像の鳥瞰	97
II	医師の守秘義務法制	97
III	民事責任法	98
IV	個人情報保護法制	99
第4節	医療情報をめぐる利益対立	100
I	権利利益の客体としての医療情報	100
II	専門家の業務資料	100
III	患者の人格的価値にかかわる情報	101
IV	国家・社会の情報資源	101
第5節	医療提供目的での取扱い	102
I	医療行為に必然的に伴う情報の流れ	102
II	個人情報保護法の影響	103
第6節	患者の情報開示請求権	104

I	患者の情報開示請求権の意義	104
II	患者の情報開示請求権をめぐるわが国の法状況の展開	
	105
1	伝統的な医療慣行に基づく否定説	105
2	自己情報コントロール権思想の台頭	105
3	条例・ガイドラインによる実務への普及	106
4	個人情報保護法の成立	107
5	旧個人情報保護法 25 条 1 項の法的性質論	107
6	平成 27 年改正による立法的解決	109
III	開示制限	110
1	打撃情報の非開示	110
2	精神医療における配慮	110
3	情報の種別による区分——二重基準説（二分説）	111
	第 7 節 医療情報の第三者提供	112
I	「第三者提供」の法的意味	112
II	医療情報の第三者提供の禁止法制	113
1	全体像の概観	113
2	医師の守秘義務法制	113
3	民事責任法	114
4	個人情報保護法制	115
III	医療情報の第三者提供の正当化	116
1	正当化の原理と規律	116
2	被害者の承諾（法益の放棄）、事故情報コントロール権の制度化	
	116

3 優越的利益の原則——対抗利益の種別ごとの調整パターン……………	117
第8節 特殊な医療情報の取扱い……………	122
I 死者の医療情報……………	122
1 法益主体の消滅……………	122
2 死後の人格権の保護に向けて……………	122
II 遺伝情報……………	123
1 遺伝情報の性質——血縁集団が共有する深刻な未来情報……………	123
2 求められる新たな視点……………	124
3 現行法制下での取扱い……………	124
第9節 医療情報の立法政策……………	125

第5章 医療訴訟における損害論

第1節 はじめに……………	127
第2節 従来の損害論——交通賠償を基礎とした損害論……………	128
I 交通賠償における損害——差額説を基礎とした損害論……………	128
II 医療事故への適用……………	130
1 医療事故の特性……………	130
2 素因減額論……………	130
3 過失相殺……………	132
4 損益相殺……………	132

第3節	交通賠償理論による損害算定の問題点 と限界	134
I	問題点	134
1	素因減額論による減額	134
2	過失相殺による減額	135
II	交通賠償の基礎——差額説の医療訴訟における限界	136
第4節	医療の不確実性・多様性に関する議論	138
I	問題の所在	138
II	平成10年代以前の議論	139
1	期待権論	139
2	医療水準論	139
III	平成10年代以降の判例理論	140
1	因果関係の不明——期待権論	141
2	注意義務論——医療水準との関係	142
IV	損害論における位置づけ	144
V	医療事故における「損害」	145
第5節	新たに生じた問題	146
I	判例理論の評価	146
II	新たな問題点	147
1	「事実としての損害」に対する金銭的評価の「低さ」または 「ぶれ」	147
2	「事実としての損害」に含まれるもの	149

3 「新たな法益」の範囲	150
Ⅲ 若干の検討	152
1 「事実としての損害」の評価	152
2 金銭的評価の問題点——低額であること	153
3 財産的損害が含まれるか	155
4 「医療水準にかなった適切な医療行為を受ける」法益	156
第6節 おわりに	158
I まとめ	158
II 今後の課題——裁判外救済制度や包括一律算定の手法	160

第2部 医療訴訟の実務

第1章 総説

第1節 患者側代理人の訴訟活動	164
I 医療事故をめぐる最近の状況	164
1 医療政策の展開	164
2 刑事処分・行政処分	166
3 訴訟の変化	166
II 患者側代理人としての基本姿勢	167
1 被害者の願い	167

2	医療過誤事件の困難性	168
3	医療改善への視点をもつ	168
III	患者側代理人の実務	169
1	調査受任	169
2	訴訟	169
	第2節 医療側代理人の訴訟活動	171
I	訴訟活動全体をとおしての考え方	171
1	医療側代理人と患者側代理人がお互いに立場を変えない理由	171
2	医療紛争の最重要視点——将来的な同種事故の防止	172
3	患者側・医療側両代理人の共通視点	172
II	訴訟活動におけるポイント——基本的な視点は事実の 解明	174
1	主張のあり方	174
2	医療訴訟の判決の影響	175
III	事故防止のための病院組織のつくり方	176
IV	まとめ	178
	第3節 医療事故調査	179
I	医療事故調査制度	179
1	制度の誕生	179
2	制度の位置づけ	180
3	法的責任との関係	180
II	医療事故調査制度における医療事故	181
III	院内調査が前提	182

1	院内調査は第三者の専門家を入れることが原則	183
2	院内調査報告書の交付と説明	184
IV	センター調査	186
1	遺族・医療機関からの申立てにより開始	186
2	総合調査委員会による検討	186
3	センター調査報告書と鑑定	187
4	センター調査の期間	188
V	無過失補償制度と立法政策論としての刑事免責	188

第2章 訴訟提起前の活動

第1節	患者側代理人の訴訟前活動①	190
I	調査の意義	190
1	調査の重要性	190
2	医療事故被害者の願いと調査	191
II	初回相談と調査受任	191
1	初回相談前の調査	191
2	手持ち資料の持参依頼	192
3	初回相談の留意点	192
4	調査受任	192
III	解剖	193
1	病理解剖	194
2	異状死の届出と検視	194

3	行政解剖	195
4	司法解剖	195
5	死因身元調査法に基づく解剖	196
6	死亡時画像診断 (Ai)	197
IV	相手方医療機関の診療記録の入手	198
1	診療記録の種類・内容等	199
2	カルテ開示	202
3	証拠保全	202
4	カルテ開示と証拠保全の選択	203
5	証拠保全申立て準備	204
6	裁判官面接	209
7	証拠保全当日の留意点	210
V	前医・後医の診療記録の入手	213
1	カルテ開示請求の法的根拠	213
2	開示請求の主体	214
3	開示請求手続	215
VI	その他の記録の収集	216
VII	事実整理——診療経過一覧表の作成と分析	217
1	診療記録の整理	217
2	診療記録の判読 (翻訳)	217
3	診療経過一覧表の作成	217
4	診療経過の分析	218
VIII	医学的知見の入手検討	219
1	診療経過一覧表作成段階で手元におくもの	219

2	成書	219
3	医学論文	220
4	学会のガイドライン類	221
5	産科医療補償制度の原因分析報告書等	222
6	日本医療安全調査機構が公表している報告書等	222
7	インターネット情報	223
IX	協力医の意見聴取	223
1	必要性	223
2	協力医を得る方法	224
3	面談前の準備	224
4	面談時の留意点	225
5	面談後の留意点	225
X	裁判例・法的論点の調査	225
XI	相手方医療機関に対する説明申入れ	226
1	説明会開催の申入れ	226
2	説明会の準備	227
3	説明会当日の留意点	227
4	説明会終了後の調査	228
5	説明会開催を拒否された場合の対応	228
6	医療事故調査委員会	228
7	医療事故調査制度	229
8	産科医療補償制度	231
XII	調査の終了	232

第2節 患者側代理人の訴訟前活動②	233
I 総説	233
II 示談交渉	234
1 争いのない場合	234
2 争いのある場合の示談申入れ	234
3 示談書の作成	234
4 依頼者に対する配慮	235
III 調停	235
1 民事調停	235
2 医療事件と民事調停	236
3 手続上の留意点	238
4 訴訟手続への移行	239
IV 医療ADR	239
V 医薬品副作用被害救済制度	240
1 制度の概要	240
2 給付の要件等	240
3 請求から支給決定までの流れと不服申立手続	243
4 医療過誤責任との関係	244
VI 刑事処分・行政処分	245
1 刑事処分	245
2 行政処分	247
VII 謝罪、再発防止	248

第3節 医療側代理人の訴訟前活動①——示談

交渉前	249
I カルテ開示	249
1 カルテの定義	249
2 カルテ開示の現代的意味	249
II 証拠保全手続	251
III 各種機関からの照会への対応	253
1 個人情報保護に関する法律	254
2 プライバシー権侵害	254
3 秘密漏示罪	255
4 医療側代理人としての対応	255
IV 事情聴取および原因の検討	256
1 事前準備	256
2 事情聴取冒頭段階	256
3 事情聴取本番	257
4 事情聴取後	258
5 再度の事情聴取	258
6 医療事故調査委員会	259
7 医療事故調査制度	260
V 保険会社との協議	260
1 医療機関と保険会社の意見が無責で一致した場合	261
2 医療機関が無責と判断したが、保険会社が有責と判断した場合	261
3 医療機関が有責と判断したが、保険会社が無責と判断した場合	261

.....	261
4 医療機関と保険会社の意見が有責で一致した場合.....	262
VI 第三者医師の意見聴取.....	262
VII 説明会の準備.....	263
1 説明会の意義.....	263
2 説明会の二つの種類.....	264
第4節 医療側代理人の訴訟前活動②——示談	
開始後	266
I 示談交渉を行う際の方針決定.....	266
1 保険会社との関係.....	266
2 過失はあるが、因果関係がないと判断した場合.....	267
II 示談交渉開始.....	267
1 患者側に対する示談交渉前の対応.....	267
2 示談交渉.....	268
III 示談交渉の当事者.....	269
1 当事者・交渉相手.....	269
2 患者側代理人弁護士.....	270
3 当事者本人.....	270
4 本人の代理人と称する弁護士以外の者.....	270
5 患者本人が死亡した場合の相続人.....	271
6 相続人以外の関係者.....	271
IV 示談交渉におけるその他の問題点.....	272
1 刑事事件との関係.....	272

2	マスコミ対応	272
V	調停	273
1	調停に適した事案	273
2	患者側からの調停申立てに対する医療側代理人の対応	273
3	医療側からの調停申立て	273
VI	医薬品副作用被害救済制度	274
1	しくみ	274
2	対象除外医薬品	274
3	給付の種類	275
4	請求手続	275
5	訴訟との関係	275
第5節 訴訟外紛争処理——新しい訴訟外の紛争処理制度を中心に		
I	ADR	276
1	ADRの理念型	276
2	ADRの特徴	277
3	ADRの今後の展開——中立的医療機関の関与	282
4	医療ADRの留意点——医療訴訟に精通した弁護士の不足	282
5	東京三弁護士会の医療ADR	283
6	現実的な利用可能性	284
II	産科医療補償制度	284
1	概要	284
2	無過失補償制度の展望	286

第3章 医療訴訟の受任

第1節	訴訟受任にあたっての患者側代理人としての留意点	288
I	訴訟に進む前に検討・確認すべきこと	288
II	依頼者に説明すべきこと	289
III	訴訟提起の準備	290
IV	訴状作成の基本的なスタンス	291
1	交渉の経過をふまえる	291
2	裁判所にわかりやすい書面	291
3	依頼者の意思を反映した書面	292
V	訴状の構成	292
1	事案の概要と事実経過	292
2	機序	293
3	医学的知見	293
4	注意義務違反	294
5	因果関係	295
6	結果との関連性が立証できない契約上の義務違反	296
7	損害	296
8	本訴訟に至る経緯	297
第2節	訴訟受任にあたっての医療側代理人としての留意点	297

I	事前の交渉による過失内容の推測	297
1	患者側の主張内容の検討	297
2	医療側の主張内容の検討	298
II	有・無責に対する方針	299
III	保険会社との意見調整	300
IV	答弁書・準備書面の準備	300
V	立証の検討	300
1	書証	300
2	人証	301
VI	カルテ等の提出準備	302

第4章 医療訴訟の法的論点

第1節	医療訴訟の過失論	304
I	医療側代理人からみた過失論	304
1	基本概念	304
2	過失の特定	309
3	過失の構成	311
4	説明義務	314
5	説明義務は本当に過失責任の基礎として判断されているのか ——損害賠償を社会保障の補完に使うべきではない	321
II	患者側代理人からみた過失論	323
1	債務不履行構成と不法行為構成	323
2	過失類型	325

3	医療水準論	329
4	医師の裁量論	331
5	説明義務	333
第2節 医療訴訟の因果関係論		339
I 医療側代理人からみた不作為型の因果関係論・相当程度の可能性		339
1	総説	339
2	因果関係の存否	339
3	相当程度の可能性の存在	349
4	説明義務違反に関する因果関係	363
II 患者側代理人からみた因果関係論		364
1	因果関係の立証の困難性	364
2	被害救済のための理論	367
3	平成11年以降の最高裁判決	369
4	患者側弁護士からみた因果関係論の課題	373
第3節 医療訴訟の損害論		379
I 医療側代理人からみた損害論		379
1	人身損害の考え方	379
2	説明義務違反による損害	381
3	相当程度の可能性侵害による損害	385
4	損害額算定の特殊問題	388
5	過失相殺	397
II 患者側代理人からみた損害論		404

1 損害	404
2 実務における人身損害の算定方法	407
3 医療訴訟における問題点	409

第5章 医療訴訟の訴訟活動

第1節 争点整理	422
I 医療側代理人からみた争点整理	422
1 はじめに	422
2 東京地方裁判所医療集中部における争点整理	423
3 第1回弁論準備期日における医療側代理人の役割	428
4 第2回弁論準備期日以降の医療側代理人の役割	434
II 患者側代理人からみた争点整理	437
1 争点整理	437
2 専門委員	441
3 専門委員活用審理への危惧と手続的対処	443
第2節 証人尋問	446
I 医療側代理人からみた証人尋問	446
1 証拠調べ実施まで	446
2 尋問の種類	453
3 尋問の実施	454
II 患者側代理人からみた証人尋問	460
1 はじめに——医療訴訟における証人尋問	460

2	担当医という証人の特殊性	460
3	担当医に対する反対尋問の到達点	461
4	争点整理	464
5	証人申請	465
6	尋問の準備①——尋問事項の作成前に	466
7	尋問の準備②——尋問事項作成にあたって	466
8	尋問に臨む姿勢——対決ではなく対話をめざす	474
9	対質	475
10	まとめ	475
第3節 鑑定		476
I	医療側代理人からみた鑑定	476
1	鑑定の重要性が高まる理由	476
2	鑑定数増加の必要性	477
3	鑑定と私的意見書・専門委員	478
4	鑑定事項	480
5	鑑定の具体的種類	483
II	患者側代理人からみた鑑定	490
1	鑑定の意義	490
2	従来型の鑑定	494
3	従来型鑑定の問題点を克服する試み	497
4	鑑定人・鑑定事項	509
5	鑑定人質問	510
6	私的鑑定	512

第4節	和解・上訴	513
I	医療側代理人からみた和解・上訴	513
1	和解の選択	513
2	上訴の判断	520
3	控訴審	522
II	患者側代理人からみた和解・上訴	522
1	和解の前提となるもの	522
2	和解と判決	525
3	上訴	533

第3部 医療訴訟の審理

第1章 医療訴訟の審理の現状と課題

第1節	司法制度改革審議会意見書の提言	536
第2節	統計からみた医療訴訟の状況	538
I	新受件数の推移	538
II	平均審理期間	539
III	審理期間別の処理状況	539
第3節	医療訴訟の審理の課題	541
I	医療訴訟の審理の特殊性	541
1	審理の対象が医療行為をめぐる事象であること	541

2	医療訴訟にかかわる関係者の思い	542
3	医療事故調査制度	542
II	医療訴訟における専門的知見の獲得の現状	544
1	専門的知見の必要性	544
2	鑑定の長期化	544
3	専門的知見の獲得のための課題	545
III	医療訴訟の審理の課題	545
1	平成11年12月の東京地方裁判所の委員会の提言	545
2	集中証拠調べの実施に関する近時の状況	546
3	医学的知見の獲得に関する近時の状況	546
4	争点整理過程に関する課題	547
5	医療集中部の状況	548

第2章 医療訴訟における訴訟物と要件事実

第1節	はじめに	549
第2節	訴訟物	551
I	訴訟物の法的構成	551
II	構成の違いによる法的効果の差異	552
1	立証責任	552
2	消滅時効	553
3	履行補助者の位置づけ	554
4	損害の範囲	554

5	弁護士費用	555
6	相殺・過失相殺の可能性	555
7	遅延損害金の起算点	556
III	訴訟物の細分	557
1	損害の内容・種別と訴訟物の異同	557
2	診療義務違反と説明義務違反による訴訟物の異同	557
IV	設例における訴訟物	559

第3節 債務不履行構成における請求原因事実

		559
I	不完全履行に基づく損害賠償請求のための請求原因 事実	559
II	医療過誤に基づく損害賠償請求のための請求原因事実	560
1	医療契約が成立したこと	560
2	医療側が医療契約に基づく診療債務を不完全履行したこと	561
3	X ₁ に損害が発生したことおよびその損害額	569
4	前記2と3との間に相当因果関係があること	570

第4節 不法行為構成における請求原因事実

I	不法行為に基づく損害賠償請求のための請求原因事実	574
II	医療過誤に基づく損害賠償請求のための請求原因事実	575
1	医師が、患者の治療にあたるべき社会的接触の関係に入ったこと	

.....	575
2 当該医師が、医療行為を行うにあたり、医療法人の指揮監督下にあったこと（Y ₁ に対する請求）.....	576
3 医師の患者に対する治療過程において、過失が存在したこと.....	576
4 原告に損害が発生したことおよびその損害額.....	577
5 前記3と4との間に相当因果関係があること.....	577
第5節 抗弁としての要件事実	578
I 損害賠償請求に対する抗弁	578
II そのほかの抗弁の検討	578
1 医療側が医療契約に基づく診療義務に違反したることについて被告に責に帰すべき事由がないこと.....	578
2 医療側が医療契約に基づく診療義務に違反したることについて違法性を欠くこと.....	579
3 患者に損害の発生・拡大に結びつく疾患があったこと.....	579

第3章 争点整理手続のあり方

第1節 争点整理の目的	581
I 争点整理の目的	581
1 真に争点とされるべき事柄の把握.....	581
2 争点についての明確な主張整理.....	582
II 争点整理の指針	582
1 証拠を重視した主張の整理.....	582

2	事実と評価を峻別した主張の整理	583
3	結果発生との結びつきを意識した主張の整理	584
	第2節 第1回口頭弁論期日までの進行	584
I	訴状審査	584
1	記載事項の審査	584
2	書証の提出方法	585
II	第1回口頭弁論期日までの準備	586
1	原告に対する参考事項の聴取	586
2	被告に対する参考事項の聴取	586
3	代理人への協力依頼	587
III	第1回口頭弁論期日	587
	第3節 その後の争点整理手続	588
I	診療経過等の事実関係についての主張の整理	588
1	総説	588
2	診療経過等の事実関係の主張——診療経過一覧表の作成	589
3	診療経過等の事実関係の立証	592
II	診療過程の評価に関する主張の整理	594
1	診療過程の評価に関する主張	594
2	診療経過の評価についての立証	596
3	専門委員の活用	598
III	進行管理	601
1	総説	601
2	プロセスカード等の活用	601

IV 主張の確定	601
1 原告の主張の確定	601
2 争点整理案の作成	602

第4章 集中証拠調べの準備とその実施

第1節 集中証拠調べの実施の意義	603
第2節 集中証拠調べ実施のための準備	605
I はじめに	605
II 陳述書の提出	606
III 争点整理の結果の取りまとめ	607
IV 人証の採否等	608
V 尋問の順序および方法等の決定	609
VI 書面尋問等	610
VII その他	611
第3節 集中証拠調べの実施	612
I 尋問方法の工夫	612
1 一般的な方式	612
2 主尋問連続方式	612
3 争点連続方式	613
4 対質	613
II 医学的知見に関する尋問	614
III 鑑定人の立会い	615

IV 専門委員の立会い	615
V 各種模型や機器等の利用	616
VI その他	617

第5章 医学的知見の獲得のための方策

第1節 医学的知見に関する審理一般	618
I 専門的知見の利用の枠組み	618
II 医学的知見に関する審理	619
第2節 私的意見書	620
I 私的意見書の現状	620
II 私的意見書利用の留意点	621
第3節 専門委員	623
I 専門委員活用の現状	623
II 専門委員制度の運用	624
第4節 鑑定	626
I 鑑定の現状および問題点	626
1 鑑定の問題点	626
2 鑑定人質問	627
3 医事関係訴訟委員会	628
4 鑑定人候補者推薦システム	629
II 鑑定の方法	631

第5節	各地の実践例のいくつかの紹介	632
I	東京地方裁判所	633
II	横浜地方裁判所	634
III	さいたま地方裁判所	634
IV	千葉地方裁判所	635
V	大阪地方裁判所および大阪高等裁判所	635
VI	名古屋地方裁判所および名古屋高等裁判所	636
VII	広島地方裁判所および広島高等裁判所	636
VIII	福岡地方裁判所および福岡高等裁判所	637
IX	仙台地方裁判所および仙台高等裁判所	638
X	札幌地方裁判所および函館地方裁判所	638

第6章 医療訴訟の解決

第1節	統計からみた医療訴訟の解決の姿	640
第2節	和解による解決	642
I	医療訴訟にかかわる関係者の思い	642
II	和解の基本的な枠組み	643
1	双方当事者の意向の聴取	643
2	和解条項の基本的なイメージの構想・提示	643
3	条項の具体化	644
III	合意による解決過程における専門家の活用	645
1	専門委員の活用	645

2 専門家調停委員の活用	647
第3節 判決	648
I 判決書作成の目的	648
II 判決書作成の実際	648
1 基本的な考え方	648
2 具体的な実践例	649
3 まとめ	651
【資料1】 医療訴訟の進行についてのお願い	654
【資料2】 書証及び証拠説明書の提出についてのお願い （医療訴訟）	656
【資料3】 診療経過一覧表の作成について	661
【資料4】 診療経過一覧表の具体例	663
【資料5】 プロセスカード	666
【資料6】 主張整理書面	667
【資料7】 ベーシックプラン	670
【資料8】 ベーシックプラン（医療訴訟）作成作業用紙	672
・判例索引	674
・事項索引	685
・編者略歴	692
・第2版執筆者一覧	695